

摂保国第1707号

令和3年2月2日

摂津市国民健康保険運営協議会

会長 登阪 弘 様

摂津市長 森 山 一 正

諮 問 書

国民健康保険料におきましては、平成30年度からの国保の広域化に伴い、大阪府より統一保険料率が示されているところでございます。

本市におきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を講じながら法定外繰入等によって生じた大阪府統一保険料率との差額を解消すべく保険料を設定しているところでございます。

しかしながら、令和3年度におきましては、コロナ禍という社会情勢を鑑み、本来あるべき激変緩和措置ではなく、被保険者の負担に配慮した保険料の設定を実施したいと考えております。

また、平成30年度税制改正に伴う保険料の減額における軽減判定基準額の見直し及び昨年の政令改正に伴う賦課限度額の見直しも諮ってまいりたいと考えております。

これらを踏まえて、国民健康保険料の設定に伴う下記の事項についてご答申を賜りたく、貴会の意見を求めます。

記

1. 令和3年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
2. 令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて
3. 令和3年度保険料の賦課限度額の見直しについて